

## 豊能町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 豊能町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の総合的な公共交通計画に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成)

第3条 交通会議の委員は、16人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 豊能町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人大阪バス協会・タクシー協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 豊能警察署長又はその指名する者

(10) 学識経験者

(11) その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げないものとする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、委員の互選により選出するものとする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後の最初の交通会議は、町長が招集する。

4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合、会長の決するところによる。

7 交通会議は原則として公開とする。

8 交通会議の庶務は、豊能町総務部企画政策課において処理する。

(分科会)

第5条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。

(協議結果の取り扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則 (平成20年9月2日制定附則)

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 2 日から施行する。
- 2 要綱施行時の委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 23 年 9 月 30 日までとする。

附 則（平成 23 年 3 月 4 日改正附則）

この要綱は、平成 23 年 3 月 4 日から施行する。